

(別紙)

算定基礎届の提出に係る留意事項 (昨年度からの変更箇所)

1. 算定基礎届総括表における会社法人番号等の確認

日本年金機構（以下「機構」という。）では、平成 27 年度の算定基礎届において、短時間労働者への適用拡大の施行準備のため、「算定基礎届総括表」には、機構が把握している会社法人番号等が記載され送付されますので、記載内容の確認をお願いいたします。

会社法人番号等の記載がない、または記載内容に誤りがある場合については、追記、訂正を行ったうえで、法人（商業）登記簿謄本等の会社法人番号を確認出来る書類の写しの添付をお願いいたします。

※組合管掌健康保険の加入事業所におきましても、機構から送付される「算定基礎届総括表」をご使用ください。

2. 70 歳以上被用者算定基礎届は別送となります

厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届を届出されている事業については、今年度、算定基礎届等の届出用紙とは別に 6 月 16 日（火）に配付依頼書記載の送付先へ郵送されます。

3. FD を利用した届出については受付を終了しています

FD（フロッピーディスク）を利用した健康保険・厚生年金保険適用関係の届出については、受付を終了していますので、CD や DVD を利用ください。

4. 電子申請を利用した算定基礎届の提出

- 1) 算定基礎届の添付書類として送信する「算定基礎届総括表」については、会社法人番号等の確認欄がある様式をご使用ください。
- 2) 年間報酬の平均での算定を申し立てる場合は、算定基礎届データレコードの被保険者毎の備考欄に「年間平均」と設定をお願いします。